

南丹家畜衛生情報

(鳥インフルエンザ 関連情報No. 46) 令和7年12月24日発行

亀岡市で高病原性鳥インフルエンザが発生し、移動制限区域、搬出制限区域が設定されています。

このお知らせは、移動制限区域、搬出制限区域のどちらにも該当しない地域で、鶏や家きんを飼養されている方に送付しています。



注意!

家きん、家きん卵等の移動制限区域内への移動は禁止されます

◆移動の禁止

- ① 生きた家きん
- ② 家きん卵
- ③ 家きんの死体
- ④ 家きんの排せつ物等
- ⑤ 敷料、飼料、家きん飼養器具 の移動は禁止されます。

* 搬出制限区域内への移動は禁止されていません。